

## 鳥取県ひとり親家庭学習支援事業（送迎支援を除く）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県ひとり親家庭学習支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （交付目的）

第2条 本補助金は、ひとり親家庭の児童に対し、児童が抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図ることを目的とする。

### （補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、「鳥取県ひとり親家庭学習支援事業実施要綱」（平成26年4月8日付第201400006372号鳥取県福祉保健部長通知。）に定める事業（以下「補助事業」という。）を行う市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）及び仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）の額を控除した額（同表の第3欄に定める額を限度とする。）に、同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。なお、交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までの補助事業に要する経費の額を補助の対象とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### （交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、毎年5月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### （交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入

控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は2割以上の減額を伴うもの以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月30日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人材局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月11日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月13日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月27日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

1 内 容	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
鳥取県ひとり親家庭学習支援事業（送迎支援及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を目的とするものの実施に係るものを除く）	鳥取県ひとり親家庭学習支援事業（送迎支援を除く）を行うために必要な人件費、共済費、報償費、改修費、備品購入費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金及び交付金	1 集合型により実施する場合 以下の（１）、（２）及び（４）の合計 2 派遣型により実施する場合 以下の（１）及び（３）の合計 3 集合型と派遣型の両方を実施する場合 以下の（１）から（４）の合計  （１）事務費 2,727,000 円 （２）事業費（集合型） ア 7,674,000 円 イ 実施日数に応じてアに加算する金額 105日～156日 3,836,000 円 157日～208日 7,673,000 円 209日以上 11,510,000 円 ※上記（２）イの実施日数は、事業実施場所ごとの実施日数の合計とする。 （３）事業費（派遣型） ア 1回の訪問が1日の場合 10,180 円×訪問延回数 イ 1回の訪問が半日以内の場合 6,570 円×訪問延回数 （４）実施準備経費 ア 改修費等 4,000,000 円 イ 礼金及び賃借料(実施前月分) 600,000 円 ※令和3年度中に支払われたものに限る。	3 / 4
鳥取県ひとり親家庭学習支援事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を目的とするものの実施に係るものに限る。）	鳥取県ひとり親家庭学習支援事業を行うために必要な人件費、共済費、報償費、備品購入費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料	1 実施主体当たり 500,000 円 ※消毒液等の一括購入、学習室等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために必要な経費に限る。	1 / 4